

第2項 医療の効率的な提供の推進に関する目標

療養病床の病床数

1 療養病床の再編成

療養病床の再編成は、医療の必要性の低い患者が多く入院する病床を介護保険施設等に転換する取り組みですが、医療機関に対して強制的に転換を求めるものではありません。今後の医療・介護改革の方向性や、地域におけるニーズの動向等を踏まえて、各医療機関の判断に基づいて実現されていくものです。

県では、療養病床の再編成が円滑に進むよう関係者に対する支援を行います。また、療養病床の転換後の受け皿に関する事項について、別途「群馬県地域ケア体制整備構想」を作成し、患者の処遇体制の確保・整備に努めます。

2 数値目標

療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。）の病床数

国の政策目標及び基本方針を踏まえた、平成24年度末時点における県内の療養病床数

	平成18年10月	平成24年度末
医療療養病床数	3,372床	2,312床
介護療養病床数	1,297床	0床

平成23年度末で介護療養病床は廃止されます。

3 目標値の設定の考え方

医療費適正化基本方針（案）に示された「参酌標準」に即して、算定式（ $a - b + c$ ）の数を基に、計画期間中の後期高齢者人口の伸び率を加味して設定します。

【参酌標準】

平成24年度末時点での療養病床の病床数 = とにより設定する

各都道府県における $a - b + c$

- a 医療保険適用の療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。以下「医療療養病床」という。）の現状の数（平成18年10月）
- b 医療療養病床から介護保険施設等に転換又は削減する見込み数（平成18年10月）
（医療区分1）+（医療区分2）×3割
- c 介護保険適用の療養病床から医療療養病床へ転換する見込み数（平成18年10月）
（医療区分3）+（医療区分2）×7割

都道府県は上記の数を基に、計画期間中の後期高齢者人口の伸び率、並びに救命救急医療の充実、早期リハビリテーションの強化による重症化予防、在宅医療及び地域ケアの推進に関する方針等を総合的に勘案し、それぞれにおける実情を加味して設定する。